

## 赤塚税務会計事務所通信

## 印紙税

## ～契約書、領収書などの印紙税について～

10月を迎え、ようやく涼しさを感じるようになりました。日照時間が短くなるなど、急激に秋になったと感じる今日この頃です。さて、今回は印紙税について基本的な内容をまとめてみました。現金商売や、建設関係、不動産関係の業種については、印紙を貼付する機会が多いのではないかと思います。印紙税の基本的事項を振り返ってみましょう。

**課税文書の種類**

印紙税の対象となる書類は全部で1号文書から20号文書までの20種類です。ここでは、20種類の文書の内、代表的なものをご紹介します。

・1号文書(不動産等の譲渡に関する契約書、消費貸借に関する契約書、運送に関する契約書)

→税額については、記載された契約金額により異なります。また、契約金額が1万円未満の文書については非課税となり、不動産の譲渡に関する契約書については税額の軽減措置がとられています。

・2号文書(請負に関する契約書)

→税額については、記載された契約金額により異なります。また、契約金額が1万円未満の文書については非課税となり、工事の請負に関する契約書については税額の軽減措置がとられています。

・5号文書(合併契約書又は吸収分割契約書若しくは新設分割契約書)

→税額 4万円

・6号文書(定款)※株式会社、合名会社、合資会社、合同会社又は相互会社の設立のときに作成される定款の原本に限ります。

→税額 4万円

・7号文書(継続的取引の基本となる契約書)

→税額 4千円

・17号文書(売上代金に係る金銭又は有価証券の受取書)

→税額については、記載された受取金額により異なります。また、受取金額が5万円未満の文書については非課税になります。

これらの文書の内、実務的によく使われるのは、2号文書(請負に関する契約書)、7号文書(いわゆる基本契約書)、17号文書(いわゆる領収書)です。

ここからは、細かい注意点をみていきましょう。

～裏面に続きます～

## FAX やメールで送られた契約書・領収書など

FAX やメールのみで送られた書類については印紙税の対象とはなりません。

## 契約書の写し、副本、謄本等

契約書の写し等について、①契約当事者の署名のあるもの、押印があるもの、②正本や原本などと相違ないことの契約当事者の証明があるもの、③写し、副本、謄本であることの契約当事者の証明のあるもの(いずれも文書の所持者のみが署名、押印、又は証明しているものを除く。)については課税文書となります。

単なるコピーについては、課税文書とはなりません。

## 一の文書に記載金額が2以上ある場合

例えば、一通の工事請負契約書に「A工事 200 万円、B 工事 300 万円」と記載しているものについては、記載金額 500 万円の工事請負契約書として印紙税額を計算します。

## 月単位等で契約金額を定めている契約書の記載金額

契約期間の記載があるものは当該月額に契約期間の月数を乗じて算出した金額を記載金額とし、契

約期間の記載のないものは記載金額がないものとなります。

例)ビル清掃請負契約書において、「清掃料は月 10 万円、契約期間は 1 年とするが、当事者異議なきときは更に 1 年延長する。」と記載したもの  
→10 万円×12 か月=120 万円の請負契約書となります。

## 消費税が区分記載されている契約書、領収書

消費税が区分記載されている場合又は税込価格および税抜価格が記載されていることにより、消費税額が明らかである場合には、当該文書の記載金額の判定にあたっては、消費税額は含めないこととされています。

## まとめ

印紙税は単純にみえて、判断に迷うケースも多く悩ましい税目です。また、税務調査の際に指摘されることも少なくありませんので、うっかりミスがないように注意しましょう。



赤塚税務会計事務所

埼玉県吉川市大字吉川1605-2

TEL 048-972-4803

FAX 048-972-4809

MAIL [akatsuka@a-taxlaw.com](mailto:akatsuka@a-taxlaw.com) HP <https://a-taxlaw.com>

なまずの里 吉川から信頼の税務サービスをお届けします！